

第15回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和3年9月28日(火)午後1時54分
閉 会 令和3年9月28日(火)午後2時20分
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

2 会議録署名委員

- 11番 小 牧 直 子 委員 16番 岡 田 正 宏 委員
12番 市 川 耕 作 委員(会長)

3 出席委員

- 3番 堀 江 甚 貴 委員 4番 菊 池 伸 明 委員
5番 高 木 一 郎 委員 6番 石 川 孝 治 委員
7番 平 田 佳 子 委員 9番 小 林 茂 委員
11番 小 牧 直 子 委員 12番 市 川 耕 作 委員
16番 岡 田 正 宏 委員
18番 榎 本 重 雄 委員 19番 石 坂 成 雄 委員
20番 戸井田 昭 次 委員

4 欠席委員

- 14番 伊 藤 久 夫 委員

5 出席を要さない委員

- 1番 筒 井 敏 彦 委員 2番 松 村 昌 治 委員
8番 住 崎 岩 衛 委員 10番 大 室 正 行 委員
13番 澤 井 正 委員 15番 千金楽 千 詠 委員
17番 志 水 清 隆 委員

6 議 長

- 12番 市 川 耕 作 委員(会長)

7 事務局(説明員)

高野和夫局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員 林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 9月度活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。緊急事態宣言も9月いっぱい解除される見込みのようですが、まだまだ感染対策は続けていく必要があると思っています。

ちょうど稲刈りの時期で、お忙しいと思いますが、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆さんお揃いですので、ただ今から、第15回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、土地利用部会の委員さんと農業経営部会の正副部長さんにお集りいただいておりますが、伊藤委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、11番、小牧委員さん、16番、岡田委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は美好町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、美好町〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、115平方メートル。届出書が到達した日は、令和3年8月17日、転用の目的は専用住宅となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

第2項、届出者は八幡町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇〇、266平方メートル。届出書が到達した日は、令和3年8月25日、転用の目的は駐車場となっています。

の所在は白糸台〇の〇〇の〇、158平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年9月14日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） 第1項、第2項、岡田委員さん如何ですか。

○委員（岡田委員） はい、9月14日に現地確認をしました。第1項は駐車場と畑を合わせての転用で、畑の方は草が1メートル以上の高さに生茂っていましたが、再度行った時には草がきれいに刈られ、工事車両が入っていました。第2項は9月15日に現地に行きました。過去に耕作をやっていたことはうかがえましたが、今は耕作をしていません。相続された方が売却すると聞きました。いずれも問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人は同所、〇〇〇〇、特例適用農地は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇の合計5筆、畑、3、537平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人は同所、〇〇〇〇〇、特例適用農地は白糸台〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、山林と畑を合せて570平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さ

んに願っています。

6 から 8 ページは〇〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、9 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんには願っています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第 3 号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第 1 項の現地の確認は平田委員さんには願っています。

第 2 項の現地の確認は岡田委員さんには願っています。以上、よろしく願います。

○議長（市川委員） はい、第 1 項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、案内図の一番北側はビニールハウスが 2 棟建っていて、周りには防草シートが敷いてありました。南側は良く耕してあり、ほうれん草が栽培されていきました。真ん中の畑も良く耕してあり、こちらは一部に里芋が栽培され、きれいになっていきました。問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第 2 項、岡田委員さん如何ですか。

○委員（岡田委員） はい、9 月 11 日に現地に行ってきました。現地には野菜が栽培され、適切に管理されていて問題ありません。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第 1 項、第 2 項は証明することといたします。

次に、「第 4 号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は 13 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告を願います。

第 4 号議題の説明文

第 4 号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第 1 項、次の者が平成 30 年 10 月 23 日から令和 3 年 8 月 23 日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は朝日町〇の〇〇の〇、畑、500 平方メートル。

第 2 項、次の者が平成 30 年 9 月 17 日から令和 3 年 8 月 25 日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、本宿町〇の〇の〇、〇の〇、〇、〇〇の〇他 3 筆の合計 7 筆、畑、2,552.67 平方メートル。

第3項、次の者が平成30年8月9日から令和3年9月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇から〇〇の合計10筆、畑、3,576平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成30年8月13日から令和3年8月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇〇、〇の合計2筆、畑、1,139平方メートル。

第5項、次の者が平成30年11月24日から令和3年9月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、天神町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は天神町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇他2筆、幸町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、府中町〇の〇〇の〇、〇の合計18筆、畑、5,789.20平方メートル。

第6項、次の者が平成30年9月3日から令和3年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇他1筆、〇〇の〇他2筆、〇〇番〇の合計6筆、畑、3,436平方メートル。

3ページに移りまして、第7項、次の者が平成30年9月6日から令和3年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇の一部、畑、1,416平方メートル。

第8項、次の者が平成30年9月5日から令和3年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇の一部、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、白糸台〇の〇の〇、〇、〇の一部、〇の〇の一部、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇の合計29筆、畑、10,894.14平方メートル。

4ページに移りまして、第9項、次の者が平成30年9月5日から令和3年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇の一部、白糸台〇の〇〇の〇の一部の合計2筆、畑、4,338.70平方メートル。

第10項、次の者が平成30年10月3日から令和3年9月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、朝日町〇の〇の〇の合計5筆、畑、4,422平方メートル。

第11項、次の者が平成30年8月24日から令和3年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小金井市前原町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、浅間町〇の〇の〇〇、畑、1,756平方メートル。

5ページに移りまして、第12項、次の者が平成30年9月14日から令和3年9月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇の〇〇、〇の〇〇の合計2筆、畑、995平方メートル。

第13項、次の者が平成30年10月5日から令和3年9月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、西原町〇の〇の〇、西府町〇の〇の〇〇、〇の〇、〇〇の合計8筆、田と畑を合わせて3,379平方メートル。

6から8ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、キュウリ等野菜を生産しています。

9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

10から12ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ブルーベリー等を生産しています。

13ページの案内図は当該地を示しております。

14から16ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、梨等を生産しています。

17ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項、第3項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

18から20ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、小松菜等を生産しています。

21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

22から25ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経

営に関する明細書で、各種野菜、栗を生産しています。

26から28ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

29から32ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

34から36ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、大根、里芋を生産しています。

37ページの案内図は当該地を示しております。

38から42ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

43、44ページの案内図は当該地を示しております。

45から47ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、栗、柿などを生産しています。

48、49ページの案内図は当該地を示しております。

50から54ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、五葉松を生産しています。

55、56ページの案内図は当該地を示しております。以上の第7項から第10項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

57から59ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種植木を生産しています。

60ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

61から63ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

64ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

65から69ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

70から72ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は松村委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、結果を事前に連絡をいただいております。「第2項は9月17日に現地確認に行きました。ビニールハウス2棟、温室2棟にブルーベリーが栽培され、他に里芋、ネギ等が植えてありました。第3項は9月20日に現地確認に行きました。主に梨が栽培され、その他、ブロッコリーの苗、サツマイモ等が栽培されていまして。いずれも問題ありません。」とのことでございます。

第4項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第5項と第11項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は大室委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「9月7日に現地確認に行きました。畑にはナス、ピーマン、椎茸等が栽培されていて、良く管理されており、問題ありません。」とのことでございます。

第7項から第10項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第12項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、その連絡の際に現地確認の結果の連絡をいただいております。「現地は数種類の野菜が栽培されており、草も少し生えていましたが、野菜を収穫する時に一緒に草も刈るといことなので、問題はありません。」とのことでございます。

第13項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、岡田委員さん如何ですか。

○委員（岡田委員） はい、8月29日に現地確認に行きました。ビニールハウスが2棟建っていて、畑の横で直売しております。大変きれいに管理されており、何の問題もありません。

○議長（市川委員） はい、第2項、第3項は事務局から報告があったとおりです。

第4項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、9月4日に現地の確認をしました。ナスなどの夏野菜、ビニールハウスの中にトマト等が栽培されていて、適正に肥培管理がされています。何の問題もありません。

○議長（市川委員） はい、第5項と第11項、堀江委員さん如何ですか。

○委員（堀江委員） はい、9月21日に現地の確認に行きました。26ページの当

該地には栗の木が植えてあるほか、里芋が栽培されていました。27ページの当該地はやはり栗に気が植えてあるほか、里芋等野菜が栽培されていました。28ページの当該地は里芋、サツマイモ、ネギが栽培されていました。飛んで60ページの当該地は主に植木畑になっていました。いずれも問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第6項は事務局から報告があったとおりです。

次の第7項から第10項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、まず、37ページの当該地ですが9月1日に確認しましたが、端境期で作物は植えてありませんが、適正に管理されていました。

次の43ページの当該地ですが、ハウスが建ってしましてトマトを栽培しています。44ページの当該地の方は主に果樹類が植わっておりまして、特に問題はありません。続きまして、48、49ページの方もきれいに管理されていました。

次の55、56ページの当該地ですが、こちらは五葉松の苗木を育てて出荷しておりまして、ハウス等で苗木を育てている他、全ての畑で五葉松の苗木を育てていました。以上の第7項から第10項については問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第12項は事務局から報告があったとおりです。

第13項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） はい、22日に確認にいきました。日新町は稲が栽培されています。西原町は耕うんしてありました。西府町の2箇所ともきれいに耕うんされました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第13項は証明することといたします。

○議長（市川委員） 次に、7「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いいたします。

まず、資料の1番、(1)「生産緑地地区の制限解除について」ですが何かありますか。買取り申出者は吉野さんです。(…)

○議長（市川委員） 特にありませんか。なければ、資料2番(2)「9月度活動報告について」ですが、何かありますか。(…)

○議長（市川委員） 特にないようですので、(3)の「次回の総会開催日」ですが、次回は10月25日、月曜日、午後2時から第1会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に(4)その他ですが、委員さんからありますか。

○委員（平田委員） はい、農地パトロールで、家の敷地に入らないと見えないよう

な場所に行くときは、その家の人に断った方がいいですよ。また、何の立場で行っているのか、分かるようにしたら良いと思いますが。どうでしょうか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、仰しゃっていることはその通りだと思います。その家の敷地を通らないと農地が見られないような場合は、その家の方に断って見に行った方がスムーズに見られると思います。また、農業委員の立場で伺ったと分かるようにするのは、生産緑地追加申請の現地確認の際に付けている腕章を付けるぐらいだと思いますので、次回は、農地パトロールの一覧表を配るときに、腕章と一緒に配るようにしたいと思います。

○議長（市川委員） はい、事務局で方法を検討してください。それでは事務局から何かありますか。（「ありません」の声）

○議長（市川委員） それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第15回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。9月末で緊急事態宣言が解除されるようですが、事態はどうか分かりません。感染状況によりましては次回も出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

午後2時20分閉会